

<報道発表資料>

令和3年4月20日

賃貸型応急住宅及び県営住宅に一時入居されている方の 個人情報の誤掲載について

令和3年4月19日、本県で取り扱っている令和元年東日本台風における賃貸型応急住宅の入居者及び新型コロナウイルス感染拡大の影響等により県営住宅に一時入居されている方の個人情報を誤掲載する事案が判明しました。

1 概要

県の「公文書検索・閲覧システム」に掲載した個人情報を含む文書2件を閲覧できる状態としてしまった。

後日、職員が公開されていることに気が付き、当該文書のうち個人情報が含まれるファイルを削除した。

《誤って掲載した情報》

文書1

- ・ 文書名 令和元年東日本台風における賃貸型応急住宅の供与延長協議について
- ・ 掲載情報 入居者6世帯分の家族18人に係る個人名及び住所並びに関係者4人の個人名
入居者の電話番号10件及び関係者の電話番号5件
- ・ 掲載期間 令和3年4月12日～4月19日

文書2

- ・ 文書名 新型コロナウイルス感染拡大の影響による解雇等により県営住宅等に一時入居している者の延長手続等について
- ・ 掲載情報 入居者5人の個人名及び入居する県営住宅の名称、住戸番号
- ・ 掲載期間 令和2年12月14日～令和3年4月19日

2 対応

個人名等を掲載してしまった方々に速やかに事実関係をお知らせした上で、直接謝罪します。

3 再発防止策

外部に提供される情報については、複数人によりチェックし、再発防止を徹底するとともに、文書管理システムの適正な運用を徹底します。

職員に対しては個人情報の取扱いについて、再度徹底します。